

「仙台市介護予防・日常生活支援総合事業の実施，当該事業を行う指定事業者の指定等及び当該事業に要する費用の額の算定に関する要綱」（令和3年3月31日健康福祉局長決裁）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
第1章 総則（略）	第1章 総則（略）
第2章 介護予防・日常生活支援総合事業の実施（略）	第2章 介護予防・日常生活支援総合事業の実施（略）
第3章 介護予防・日常生活支援総合事業を行う指定事業者の指定等（略）	第3章 介護予防・日常生活支援総合事業を行う指定事業者の指定等（略）
第4章 介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定（案）	第4章 介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定（案）
第5章 雑則（略）	第5章 雑則（略）
別表第1～別表第5（略）	別表第1～別表第5（略）

別表第6（第22条第1号関係）

訪問介護型サービス費（単位数表・留意事項）

A 訪問介護型サービス費

訪問介護型サービス費（単位数表・留意事項）

A 訪問介護型サービス費

- (1) 訪問介護型サービス費（Ⅰ） 1, 176 単位／月
- (2) 訪問介護型サービス費（Ⅱ） 2, 349 単位／月
- (3) 訪問介護型サービス費（Ⅲ） 3, 727 単位／月

注1 利用者に対して、訪問介護型サービス事業所の訪問介護員等が、訪問介護型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- (1) 訪問介護型サービス費（Ⅰ） 個別サービス計画及びケアプランにおいて1週に1回程度の訪問介護型サービスが必要とされた者に対して訪問介護型サービスを行った場合
- (2) 訪問介護型サービス費（Ⅱ） 個別サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回程度の訪問介護型サービスが必要とされた者に対して訪問介護型サービスを行った場合
- (3) 訪問介護型サービス費（Ⅲ） 個別サービス計画及びケアプランにおいて(2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護型サービスが必要とされた者に対して訪問介護型サービスを行った場合

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位

訪問介護型サービス費（単位数表・留意事項）

A 訪問介護型サービス費

訪問介護型サービス費（単位数表・留意事項）

A 訪問介護型サービス費

- (1) 訪問介護型サービス費（Ⅰ） 1, 176 単位／月
- (2) 訪問介護型サービス費（Ⅱ） 2, 349 単位／月
- (3) 訪問介護型サービス費（Ⅲ） 3, 727 単位／月

注1 利用者に対して、訪問介護型サービス事業所の訪問介護員等が、訪問介護型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- (1) 訪問介護型サービス費（Ⅰ） 個別サービス計画及びケアプランにおいて1週に1回程度の訪問介護型サービスが必要とされた者に対して訪問介護型サービスを行った場合
- (2) 訪問介護型サービス費（Ⅱ） 個別サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回程度の訪問介護型サービスが必要とされた者に対して訪問介護型サービスを行った場合
- (3) 訪問介護型サービス費（Ⅲ） 個別サービス計画及びケアプランにおいて(2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護型サービスが必要とされた者に対して訪問介護型サービスを行った場合

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位

数から減算する。

注4 訪問介護型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問介護型サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（訪問介護型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は訪問介護型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、訪問介護型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、訪問介護型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、訪問介護型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する訪問介護型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（訪問介護型サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、訪問介護型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問介護型サービス費は、算定しない。

注6 利用者が一の訪問介護型サービス事業所において訪問介護型サービスを受けている間は、当該訪問介護型サービス事業所以外の訪問介護型サービス事業所が訪問介護型サービスを行った場合に、訪問介護型サービス費は、算定しない。

数から減算する。

注4 訪問介護型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問介護型サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（訪問介護型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は訪問介護型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、訪問介護型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、訪問介護型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、訪問介護型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する訪問介護型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（訪問介護型サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、訪問介護型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問介護型サービス費は、算定しない。

注6 利用者が一の訪問介護型サービス事業所において訪問介護型サービスを受けている間は、当該訪問介護型サービス事業所以外の訪問介護型サービス事業所が訪問介護型サービスを行った場合に、訪問介護型サービス費は、算定しない。

<p><b>B 特別地域加算</b> 下記の例により算定された単位数／月</p> <p>注 厚生労働大臣が定める地域（平成 24 年厚生労働省告示第 120 号）に規定する地域（以下「特別地域」という。）に所在し、（訪問介護型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問介護型サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p><b>C 中山間地等における小規模事業所加算</b> 下記の例により算定された単位数／月</p> <p>注 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号）に規定する地域（以下「中山間地域等」という。）に所在し、かつ、1 月当たり実利用者数が 5 人以下であって、<b>市長に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った</b>訪問介護型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問介護型サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p><b>D 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算</b> 下記の例により算定された単位数／月</p> <p>注 訪問介護型サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（別表第 2 第 5 号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）を超えて、訪問介護型サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p><b>E 初回加算</b> 200 単位／月</p>	<p><b>B 特別地域加算</b> 下記の例により算定された単位数／月</p> <p>注 厚生労働大臣が定める地域（平成 24 年厚生労働省告示第 120 号）に規定する地域（以下「特別地域」という。）に所在する訪問介護型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問介護型サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p><b>C 中山間地等における小規模事業所加算</b> 下記の例により算定された単位数／月</p> <p>注 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号）に規定する地域（以下「中山間地域等」という。）に所在し、かつ、1 月当たり実利用者数が 5 人以下である訪問介護型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問介護型サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p><b>D 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算</b> 下記の例により算定された単位数／月</p> <p>注 訪問介護型サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（別表第 2 第 5 号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）を超えて、訪問介護型サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p><b>E 初回加算</b> 200 単位／月</p>
---	---

注 訪問介護型サービス事業所において、新規に個別サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護型サービスを行った日の属する月に訪問介護型サービスを行った場合又は当該訪問介護型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護型サービスを行った日の属する月に訪問介護型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

#### F 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位/月
- (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位/月

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「指定介護予防サービス基準」という。)第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成し、当該個別サービス計画に基づく訪問介護型サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護型サービスが行われた日の属する月に、所定単位

注 訪問介護型サービス事業所において、新規に個別サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護型サービスを行った日の属する月に訪問介護型サービスを行った場合又は当該訪問介護型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護型サービスを行った日の属する月に訪問介護型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

#### F 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位/月
- (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位/月

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「指定介護予防サービス基準」という。)第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成し、当該個別サービス計画に基づく訪問介護型サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護型サービスが行われた日の属する月に、所定単位

数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該個別サービス計画に基づく訪問介護型サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

**G 口腔連携強化加算** 50単位/回

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、**市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った**訪問介護型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の45第1

数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該個別サービス計画に基づく訪問介護型サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

**G 口腔連携強化加算** 50単位/回

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届けた訪問介護型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防

項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。)に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

#### H 介護職員処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問介護型サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

1) 介護職員等処遇改善加算(I) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

2) 介護職員等処遇改善加算(II) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

3) 介護職員等処遇改善加算(III) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

4) 介護職員等処遇改善加算(IV) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問介護型サービス事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、訪問介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

支援事業をいう。)に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

#### H 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算(I) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(II) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(III) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た訪問介護型サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) AからG(BCD以外)までにより算定し



た単位数の1000分の100に相当する単位数

14 介護職員等処遇改善加算(V)14 AからG(BCD以外)までにより算定し

た単位数の1000分の76に相当する単位数

(削除)

(削除)

#### I 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1,000分の42に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問介護型サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。

J 介護職員等ベースアップ等支援加算 AからG(BCD以外)までにより算定した単位数の1,000分の24に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た訪問介護型サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護型サービスを行った場合は、上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

別表第7（第22条第2号関係）

生活支援訪問型サービス費（単位数表・留意事項）

A 生活支援訪問型サービス費

〔生活援助のみの場合〕

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| (1) 週1回の計画の場合    | 9 4 3 単位／月    |
| (2) 週2回の計画の場合    | 1, 8 8 4 単位／月 |
| (3) 身体介護と併用する場合等 | 2 3 6 単位／回    |

〔身体介護が伴う場合〕

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| (4) 週1回の計画の場合      | 1, 0 6 0 単位／月 |
| (5) 週2回の計画の場合      | 2, 1 1 6 単位／月 |
| (6) 週3回の計画の場合      | 3, 1 7 5 単位／月 |
| (7) 生活援助のみと併用する場合等 | 2 6 5 単位／回    |

注1 利用者に対して、訪問支援員等が個別サービス計画及びケアプランに位置付けられた生活支援訪問型サービスを提供した場合には、計画されたサービス内容や予定回数に応じて、それぞれ上記の所定単位数を算定する。

注2 生活支援訪問型サービスは、1回60分以内でのサービス提供を標準とする。ただし、ここに示す提供時間以外でのサービス提供を妨げるものではない。

注3 訪問支援員が提供するサービスは、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（「平成12年3月17日付老計第10号」）に規定する範囲に限る。

注4 生活援助のみのサービスを利用できるのは、要支援の認定を受けている者及び事業対象者のうち、他者からの介護や支援が望めないことによ

生活支援訪問型サービス費（単位数表・留意事項）

A 生活支援訪問型サービス費

〔生活援助のみの場合〕

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| (1) 週1回の計画の場合    | 9 4 3 単位／月    |
| (2) 週2回の計画の場合    | 1, 8 8 4 単位／月 |
| (3) 身体介護と併用する場合等 | 2 3 6 単位／回    |

〔身体介護が伴う場合〕

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| (4) 週1回の計画の場合      | 1, 0 6 0 単位／月 |
| (5) 週2回の計画の場合      | 2, 1 1 6 単位／月 |
| (6) 週3回の計画の場合      | 3, 1 7 5 単位／月 |
| (7) 生活援助のみと併用する場合等 | 2 6 5 単位／回    |

注1 利用者に対して、訪問支援員等が個別サービス計画及びケアプランに位置付けられた生活支援訪問型サービスを提供した場合には、計画されたサービス内容や予定回数に応じて、それぞれ上記の所定単位数を算定する。

注2 生活支援訪問型サービスは、1回60分以内でのサービス提供を標準とする。ただし、ここに示す提供時間以外でのサービス提供を妨げるものではない。

注3 訪問支援員が提供するサービスは、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（「平成12年3月17日付老計第10号」）に規定する範囲に限る。

注4 生活援助のみのサービスを利用できるのは、要支援の認定を受けている者及び事業対象者のうち、他者からの介護や支援が望めないことによ

り、その者が何らかの支援を得なければ日常生活を営むことができない状態である場合に限る。

注5 (3)の単位数の算定は、当該利用者について計画された予定回数に応じ、(1)又は(2)の単位数を上限とする。

注6 (7)の単位数の算定は、当該利用者について計画された予定回数に応じ、(4)又は(5)又は(6)の単位数を上限とする。

注7 (3)と(7)とを併用する場合の単位数の算定は、当該利用者について計画された予定回数に応じ、(4)、(5)又は(6)の単位数を上限とする。

注8 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注9 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注10 利用者が一の生活支援訪問型サービス事業所において生活支援訪問型サービスを受けている間は、当該生活支援訪問型サービス事業所以外の生活支援訪問型サービス事業所が生活支援訪問型サービスを行った場合に、生活支援訪問型サービス費は、算定しない。

注11 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活支援訪問型サービス費は、算定しない。

**B 特別地域加算** 下記の例により算定された単位数／月

注 特別地域に所在する生活支援訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問支援員等が生活支援訪問型サ

り、その者が何らかの支援を得なければ日常生活を営むことができない状態である場合に限る。

注5 (3)の単位数の算定は、当該利用者について計画された予定回数に応じ、(1)又は(2)の単位数を上限とする。

注6 (7)の単位数の算定は、当該利用者について計画された予定回数に応じ、(4)又は(5)又は(6)の単位数を上限とする。

注7 (3)と(7)とを併用する場合の単位数の算定は、当該利用者について計画された予定回数に応じ、(4)、(5)又は(6)の単位数を上限とする。

注8 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注9 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注10 利用者が一の生活支援訪問型サービス事業所において生活支援訪問型サービスを受けている間は、当該生活支援訪問型サービス事業所以外の生活支援訪問型サービス事業所が生活支援訪問型サービスを行った場合に、生活支援訪問型サービス費は、算定しない。

注11 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活支援訪問型サービス費は、算定しない。

**B 特別地域加算** 下記の例により算定された単位数／月

注 特別地域に所在する生活支援訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問支援員等が生活支援訪問型サ

ービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

**C 中山間地等における小規模事業所加算** 下記の例により算定された単位数/月

注 中山間地域等に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下であつて、**市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った**生活支援訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問支援員等が生活支援訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

**D 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算** 下記の例により算定された単位数/月

注 生活支援訪問型サービス事業所の訪問支援員等が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、生活支援訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

**E 初回加算** 200単位/月

注 生活支援訪問型サービス事業所において、新規に個別サービス計画を作成した利用者に対し

て、訪問事業責任者が初回若しくは初回の生活支援訪問型サービスを行った日の属する月に生活支援訪問型サービスを行った場合又は当該生活支援訪問型サービス事業所のその他の訪問支援員等が初回若しくは初回の生活支援訪問型サービスを行った日の属する月に生活支援訪問型

ービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

**C 中山間地等における小規模事業所加算** 下記の例により算定された単位数/月

注 中山間地域等に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下である生活支援訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問支援員等が生活支援訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

**D 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算** 下記の例により算定された単位数/月

注 生活支援訪問型サービス事業所の訪問支援員等が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、生活支援訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

**E 初回加算** 200単位/月

注 生活支援訪問型サービス事業所において、新規に個別サービス計画を作成した利用者に対し

て、訪問事業責任者が初回若しくは初回の生活支援訪問型サービスを行った日の属する月に生活支援訪問型サービスを行った場合又は当該生活支援訪問型サービス事業所のその他の訪問支援員等が初回若しくは初回の生活支援訪問型サービスを行った日の属する月に生活支援訪問型

サービスを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

#### F 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位／月
- (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位／月

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成し、当該個別サービス計画に基づく生活支援訪問型サービスを行ったときは、初回の当該生活支援訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該個別サービス計画に基づく生活支援訪問型サービスを行ったときは、初回の当該生活支援訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

サービスを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

#### F 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位／月
- (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位／月

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成し、当該個別サービス計画に基づく生活支援訪問型サービスを行ったときは、初回の当該生活支援訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該個別サービス計画に基づく生活支援訪問型サービスを行ったときは、初回の当該生活支援訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

### G 口腔連携強化加算

50 単位／回

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、**市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った**生活支援訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）第 2 条第 1 項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第 2 項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算する。

### H 介護職員処遇改善加算

**注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った生活支援訪問型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。**

**1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） A から G（BCD 以外）までにより算定した単位数の 1000 分の 245 に相当する単位数**

**2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） A から G（BCD 以外）までにより算定した単位数の 1000 分の 224 に相当する単位数**

**3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） A から G（BCD 以外）までにより算定した単位数の 1000 分の 182 に相当する単位数**

### G 口腔連携強化加算

50 単位／回

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た生活支援訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）第 2 条第 1 項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第 2 項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算する。

### H 介護職員処遇改善加算

（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） A から G（BCD 以外）までにより算定した単位数の 1,000 分の 137 に相当する単位数

（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） A から G（BCD 以外）までにより算定した単位数の 1,000 分の 100 に相当する単位数

（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） A から G（BCD 以外）までにより算定した単位数の 1,000 分の 55 に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た生活支援訪問型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) A から G (BCD 以外) までにより算定した  
単位数の 1000 分の 145 に相当する単位数

2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合して  
いる介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老  
健局長が定める様式による届出を行った生活支援訪問型サービス事業所  
(注 1 の加算を算定しているものを除く。) が、利用者に対し、生活支援訪  
問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単  
位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定し  
ている場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) A から G (BCD 以外) までにより算定し  
た単位数の 1000 分 221 に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) A から G (BCD 以外) までにより算定  
した単位数の 1000 分の 208 に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) A から G (BCD 以外) までにより算定し  
た単位数の 1000 分の 200 に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) A から G (BCD 以外) までにより算定し  
た単位数の 1000 分の 187 に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) A から G (BCD 以外) までにより算定し  
た単位数の 1000 分の 184 に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) A から G (BCD 以外) までにより算定し  
た単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数

(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) A から G (BCD 以外) までにより算定し  
た単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数

(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) A から G (BCD 以外) までにより算定し  
た単位数の 1000 分の 158 に相当する単位数

- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) AからG (BCD以外) までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) AからG (BCD以外) までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) AからG (BCD以外) までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) AからG (BCD以外) までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) AからG (BCD以外) までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) AからG (BCD以外) までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(削除)

#### I 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) AからG (BCD以外) までにより算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) AからG (BCD以外) までにより算定した単位数の1,000分の42に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生活支援訪問型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。

- #### J 介護職員等ベースアップ等支援加算
- AからG (BCD以外) までにより算定した単位数の1,000分の24に相当する単位数



(削除)

**I 事業所等連携加算** 100単位/月

注 生活支援訪問型サービス事業所が、通所介護型サービス事業所、生活支援通所型サービス事業所、介護予防サービス事業所、その他インフォーマルサービスを提供する者等と連携し、利用者の自立支援に資する情報の共有を行っている場合は、1月につき所定単位数を加算する。

**J 軽度化加算** 300単位

注 利用者に対して、3月以上の生活支援訪問型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援2から要支援1に変更となった場合は、新しい認定区分の開始月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。

**K 自立化加算** 500単位

注 利用者に対して、3月以上の生活支援訪問型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援1又は2から非該当に変更となり、かつ、一般介護予防事業の利用等を確認した場合は、要支援非該当となった月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生活支援訪問型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援訪問型サービスを行った場合は、上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

**K 事業所等連携加算** 100単位/月

注 生活支援訪問型サービス事業所が、通所介護型サービス事業所、生活支援通所型サービス事業所、介護予防サービス事業所、その他インフォーマルサービスを提供する者等と連携し、利用者の自立支援に資する情報の共有を行っている場合は、1月につき所定単位数を加算する。

**L 軽度化加算** 300単位

注 利用者に対して、3月以上の生活支援訪問型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援2から要支援1に変更となった場合は、新しい認定区分の開始月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。

**M 自立化加算** 500単位

注 利用者に対して、3月以上の生活支援訪問型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援1又は2から非該当に変更となり、かつ、一般介護予防事業の利用等を確認した場合は、要支援非該当となった月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。

別表第8（第22条第3号関係）

通所介護型サービス費（単位数表・留意事項）

A 通所介護型サービス費

- (1)要支援1及びこれに相当する者 1, 798単位/月
- (2)要支援2及びこれに相当する者 3, 621単位/月

- 注1 看護職員（指定相当訪問型サービス等基準第48条第2号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして市長に対し老健局長が定める様式による届出を行った通所介護型サービス事業所において、通所介護型サービスを行った場合に、上記に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、運営規定に定める員数より少ない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所介護型サービス費は、算定しない。
- 注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注5 利用者が一の通所介護型サービス事業所において通所介護型サービスを受けている間は、当該通所介護型サービス事業所以外の通所介護型サービス事業所が通所介護型サービスを行った場合に、通所介護型サー

通所介護型サービス費（単位数表・留意事項）

A 通所介護型サービス費

- (1)要支援1及びこれに相当する者 1, 798単位/月
- (2)要支援2及びこれに相当する者 3, 621単位/月

- 注1 旧指定介護予防サービス基準第97条に定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た通所介護型サービス事業所において、通所介護型サービスを行った場合に、上記に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、運営規定に定める員数より少ない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所介護型サービス費は、算定しない。
- 注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注5 利用者が一の通所介護型サービス事業所において通所介護型サービスを受けている間は、当該通所介護型サービス事業所以外の通所介護型サービス事業所が通所介護型サービスを行った場合に、通所介護型サー

ビス費は、算定しない。

注6 通所介護型サービス事業所と同一建物に居住する者又は通所介護型サービス事業所と同一建物から当該通所介護型サービス事業所に通う者に対し、通所介護型サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者、その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

イ 要支援1及びこれに相当する者 376単位

ロ 要支援2及びこれに相当する者 752単位

注7 利用者に対して、その居宅と通所介護型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（上記A(1)を算定している場合は1月につき376単位を、上記A(2)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注6を算定している場合は、この限りではない。

**B 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算** 下記の例により算定された単位数/月

注 通所介護型サービス事業所の従業者が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所介護型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

**C 生活機能向上グループ活動加算** 100単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に対し、**保健局長が定める様式による届出を行い**、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活

ビス費は、算定しない。

注6 通所介護型サービス事業所と同一建物に居住する者又は通所介護型サービス事業所と同一建物から当該通所介護型サービス事業所に通う者に対し、通所介護型サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者、その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

イ 要支援1及びこれに相当する者 376単位

ロ 要支援2及びこれに相当する者 752単位

注7 利用者に対して、その居宅と通所介護型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（上記イを算定している場合は1月につき376単位を、上記ロを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注6を算定している場合は、この限りではない。

**B 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算** 下記の例により算定された単位数/月

注 通所介護型サービス事業所の従業者が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所介護型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

**C 生活機能向上グループ活動加算** 100単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1

動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、「F 栄養改善加算」、「G 口腔機能向上加算」又は「H 一体的サービス提供加算」のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他通所介護型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した個別サービス計画を作成していること。

ロ 個別サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

**D 若年性認知症利用者受入加算** 240単位/月

注 受け入れた若年性認知症利用者(政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者等となった者をいう。以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めているものとして**市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った**通所介護型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して通所介護型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

**E 栄養アセスメント加算** 50単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、**市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った**通所介護型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメ

月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、「F 栄養改善加算」、「G 口腔機能向上加算」又は「H 一体的サービス提供加算」のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他通所介護型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した個別サービス計画を作成していること。

ロ 個別サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

**D 若年性認知症利用者受入加算** 240単位/月

注 受け入れた若年性認知症利用者(政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者等となった者をいう。以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めているものとして**市長に届け出た通所介護型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して通所介護型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。**

**E 栄養アセスメント加算** 50単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして**市長に届け出た通所介護型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を**

ント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(Fの注において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を市長に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ニ 利用者の数が運営規程に定められている利用定員を超えていないこと及び看護職員若しくは介護職員の員数が、**別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しないこと。**

**F 栄養改善加算 200単位/月**

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして**市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い**、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(Fの注において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を市長に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ニ 利用者の数が運営規程に定められている利用定員を超えていないこと及び看護職員若しくは介護職員の員数が、旧介護予防サービス基準第97条の基準を遵守していること。

**F 栄養改善加算 200単位/月**

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして**市長に届け出て**、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 利用者の数が運営規程に定められている利用定員を超えていないこと及び看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しないこと。

#### G 口腔機能向上加算

(1) 口腔機能向上加算 (I) 150単位/月

(2) 口腔機能向上加算 (II) 160単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びIにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 利用者の数が運営規程に定められている利用定員を超えていないこと及び看護職員若しくは介護職員の員数が旧介護予防サービス基準第97条の基準を遵守していること。

#### G 口腔機能向上加算

(1) 口腔機能向上加算 (I) 150単位/月

(2) 口腔機能向上加算 (II) 160単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びIにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。

<p>(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し，言語聴覚士，歯科衛生士，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者が共同して，利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに，利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。</p> <p>ホ 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第23号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ (1)イからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ロ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し，口腔機能向上サービスの実施に当たって，当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>ハ 一体的サービス提供加算 480単位／月</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして，<b>市長に対し，老健局長が定める様式による届出を行った</b>通所介護型サービスが利用者に対し，栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施し</p>	<p>(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し，言語聴覚士，歯科衛生士，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者が共同して，利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに，利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。</p> <p>ホ 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第23号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ (1)イからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ロ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し，口腔機能向上サービスの実施に当たって，当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>ハ 一体的サービス提供加算 480単位／月</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして，<u>市長に届け出た</u>通所介護型サービスが利用者に対し，栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に，1月につき所定単位数を加算す</p>
---	--

た場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、F又はGを算定している場合は、算定しない。

### I サービス提供体制強化加算

- (1) サービス提供体制強化加算（I）
  - 一 要支援1又はこれに相当する者 88単位/月
  - 二 要支援2又はこれに相当する者 176単位/月
- (2) サービス提供体制強化加算（II）
  - 一 要支援1又はこれに相当する者 72単位/月
  - 二 要支援2又はこれに相当する者 144単位/月
- (3) サービス提供体制強化加算（III）
  - 一 要支援1又はこれに相当する者 24単位/月
  - 二 要支援2又はこれに相当する者 48単位/月

注 次に掲げるいずれかの基準に適合しているものとして**市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った**通所介護型サービス事業所が利用者に対し通所介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の認定区分に応じて1月につき上記の所定単位数を加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算（I）
  - イ 次のいずれかに適合すること。
    - (イ) 通所介護型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。
    - (ロ) 通所介護型サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。
  - ロ 通所介護費算定方法第23号に規定する基準のいずれにも該当しない

る。ただし、F又はGを算定している場合は、算定しない。

### I サービス提供体制強化加算

- (1) サービス提供体制強化加算（I）
  - 一 要支援1又はこれに相当する者 88単位/月
  - 二 要支援2又はこれに相当する者 176単位/月
- (2) サービス提供体制強化加算（II）
  - 一 要支援1又はこれに相当する者 72単位/月
  - 二 要支援2又はこれに相当する者 144単位/月
- (3) サービス提供体制強化加算（III）
  - 一 要支援1又はこれに相当する者 24単位/月
  - 二 要支援2又はこれに相当する者 48単位/月

注 次に掲げるいずれかの基準に適合しているものとして**市長に届け出た**通所介護型サービス事業所が利用者に対し通所介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の認定区分に応じて1月につき上記の所定単位数を加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算（I）
  - イ 次のいずれかに適合すること。
    - (イ) 通所介護型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。
    - (ロ) 通所介護型サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。
  - ロ 通所介護費算定方法第23号に規定する基準のいずれにも該当しない



こと。

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 通所介護型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の

50以上であること。

ロ (1)ロに該当するものであること。

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

イ 次のいずれかに適合すること。

(イ) 通所介護型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

(ロ) 通所介護型サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

ロ (1)ロに該当するものであること。

#### J 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして**市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った**通所介護型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記に掲げるい

こと。

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 通所介護型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の

50以上であること。

ロ (1)ロに該当するものであること。

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

イ 次のいずれかに適合すること。

(イ) 通所介護型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

(ロ) 通所介護型サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

ロ (1)ロに該当するものであること。

#### J 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして**市長に届け出た**通所介護型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合において

れかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）

次のいずれにも適合すること。

イ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この注において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

ロ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

ハ イの評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

(2) 生活機能向上訓練加算（Ⅱ）

次のいずれにも適合すること。

イ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該通所介護型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）

次のいずれにも適合すること。

イ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この注において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して利用者の身体状況等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。

ロ 運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

ハ イの評価に基づき、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と運動器機能向上計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

(2) 生活機能向上訓練加算（Ⅱ）

次のいずれにも適合すること。

イ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該通所介護型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。

ロ **個別機能訓練計画**に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

ハ イの評価に基づき、**個別機能訓練計画**の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と**個別機能訓練計画**の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

#### K 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位/回

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位/回

注 次に掲げる基準に適合する通所介護型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、上記に掲げる区分に応じ、1回につき上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を

ロ **運動器機能向上計画**に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

ハ イの評価に基づき、**運動器機能向上計画**の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と**運動器機能向上計画**の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

#### K 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位/回

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位/回

注 次に掲げる基準に適合する通所介護型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、上記に掲げる区分に応じ、1回につき上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を

行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

ハ 通所介護費算定方法第 23 号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

二 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

(イ) 「E 栄養アセスメント加算」を算定している又は当該利用者が「F 栄養改善加算」の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

(ロ) 当該利用者が「G 口腔機能向上加算」の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) (1)イ及びハに掲げる基準に適合すること。

(ロ) 算定日が属する月が、「E 栄養アセスメント加算」を算定している又は当該利用者が「F 栄養改善加算」の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

(ハ) 算定日が属する月が、当該利用者が「G 口腔機能向上加算」の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。

ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

ハ 通所介護費算定方法第 23 号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

二 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

(イ) 「E 栄養アセスメント加算」を算定している又は当該利用者が「F 栄養改善加算」の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

(ロ) 当該利用者が「G 口腔機能向上加算」の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) (1)イ及びハに掲げる基準に適合すること。

(ロ) 算定日が属する月が、「E 栄養アセスメント加算」を算定している又は当該利用者が「F 栄養改善加算」の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

(ハ) 算定日が属する月が、当該利用者が「G 口腔機能向上加算」の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。

ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (イ) (1)口及びハに掲げる基準に適合すること。
- (ロ) 算定日が属する月が、「E 栄養アセスメント加算」を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。
- (ハ) 算定日が属する月が、当該利用者が「G 口腔機能向上加算」の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

**L 科学的介護推進体制加算 40単位/月**

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして**市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った**通所介護型サービス事業所が、利用者に対し通所介護型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（以下、法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ロ 必要に応じて個別サービス計画を見直すなど、通所介護型サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他通所介護型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

**M 介護職員処遇改善加算**

**注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所介護型サービス事業所が、利用者に対し、通所介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単**

- (イ) (1)口及びハに掲げる基準に適合すること。
- (ロ) 算定日が属する月が、「E 栄養アセスメント加算」を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。
- (ハ) 算定日が属する月が、当該利用者が「G 口腔機能向上加算」の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

**L 科学的介護推進体制加算 40単位/月**

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして**市長に届け出た**通所介護型サービス事業所が、利用者に対し通所介護型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（以下、法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ロ 必要に応じて個別サービス計画を見直すなど、通所介護型サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他通所介護型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

**M 介護職員処遇改善加算**

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） AからLまでにより算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） AからL（B以外）までにより算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数

位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 92 に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 90 に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 64 に相当する単位数

2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所介護型サービス事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、通所介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 79 に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 74 に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1,000 分の 23 に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所介護型サービス事業所が、利用者に対し、通所介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、上記の単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記のいずれかの加算を算定している場合においては、上記のその他の加算は算定しない。

- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) AからL (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の65に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) AからL (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の63に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) AからL (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の56に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) AからL (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の69に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) AからL (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の54に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) AからL (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の45に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) AからL (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の53に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) AからL (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の43に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) AからL (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の44に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) AからL (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の33に相当する単位数

(削除)

**N 介護職員等特定処遇改善加算**

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) AからL (B以外) までにより算定した単位数の1,000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) AからL (B以外) までにより算

(削除)

定した単位数の1,000分の10に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所介護型サービス事業所が、利用者に対し、通所介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。

○ 介護職員等ベースアップ等支援加算 A から L (B 以外) までにより算定した単位数の1,000分の11に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所介護型サービス事業所が、利用者に対し、通所介護型サービスを行った場合は、上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。



別表第9（第18条第2項第12号及び第22条第4号関係）

生活支援通所型サービス費（単位数表・留意事項）

A 生活支援通所型サービス費

[専門的なサービスを提供しない場合]

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| (1)専門的なサービス以外を利用する場合 | 1, 440 単位/月 |
| (2)専門的なサービスと併用する場合等  | 360 単位/回    |

[専門的なサービスを提供する場合]

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| (3)週1回の計画の場合          | 1, 620 単位/月 |
| (4)週2回の計画の場合          | 3, 183 単位/月 |
| (5)専門的なサービス以外と併用する場合等 | 405 単位/回    |

注1 利用者に対して、個別サービス計画に位置付けられた生活支援通所型サービスを提供した場合には、計画されたサービス内容や予定回数に応じて、それぞれ上記の所定単位数を算定する。

注2 生活支援通所型サービスは、1回2時間以上4時間未満での実施を標準とする。ただし、ここに示す提供時間以外でのサービス提供を妨げるものではない。

注3 (4)の単位数を算定できる利用者は、要支援2及びこれに相当する者とする。

注4 (2)の単位数の算定は、(1)の単位数を上限とする。

注5 (5)の単位数の算定は、(3)の単位数を上限とする。ただし、要支援2及びこれに相当する者に係る(5)の単位数の算定は、(4)の単位数を上限とする。

注6 (2)と(5)とを併用する場合の単位数の算定は、当該利用者について計画された予定回数に応じ、(3)又は(4)の単位数を上限とする。

注7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止

生活支援通所型サービス費（単位数表・留意事項）

A 生活支援通所型サービス費

[専門的なサービスを提供しない場合]

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| (1)専門的なサービス以外を利用する場合 | 1, 440 単位/月 |
| (2)専門的なサービスと併用する場合等  | 360 単位/回    |

[専門的なサービスを提供する場合]

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| (3)週1回の計画の場合          | 1, 620 単位/月 |
| (4)週2回の計画の場合          | 3, 183 単位/月 |
| (5)専門的なサービス以外と併用する場合等 | 405 単位/回    |

注1 利用者に対して、個別サービス計画に位置付けられた生活支援通所型サービスを提供した場合には、計画されたサービス内容や予定回数に応じて、それぞれ上記の所定単位数を算定する。

注2 生活支援通所型サービスは、1回2時間以上4時間未満での実施を標準とする。ただし、ここに示す提供時間以外でのサービス提供を妨げるものではない。

注3 (4)の単位数を算定できる利用者は、要支援2及びこれに相当する者とする。

注4 (2)の単位数の算定は、(1)の単位数を上限とする。

注5 (5)の単位数の算定は、(3)の単位数を上限とする。ただし、要支援2及びこれに相当する者に係る(5)の単位数の算定は、(4)の単位数を上限とする。

注6 (2)と(5)とを併用する場合の単位数の算定は、当該利用者について計画された予定回数に応じ、(3)又は(4)の単位数を上限とする。

注7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止

<p>措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>注8 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>注9 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活支援通所型サービス費は、算定しない。</p> <p>注10 利用者が一の生活支援通所型サービス事業所において生活支援通所型サービスを受けている間は、当該生活支援通所型サービス事業所以外の生活支援通所型サービス事業所が生活支援通所型サービスを行った場合に、生活支援通所型サービス費は、算定しない。</p> <p><b>B 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算</b> 下記の例により算定された単位数/月</p> <p>注 生活支援通所型サービス事業所の生活支援通所型サービス従業者が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、生活支援通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p><b>C 生活機能向上グループ活動加算</b> 100単位/月</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し、<b>老健局長が定める様式による届出を行い</b>、生活機能向上グループ活動サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、「F 栄養改善加算」又は「G 口腔機能向上加算」のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p>	<p>措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>注8 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>注9 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活支援通所型サービス費は、算定しない。</p> <p>注10 利用者が一の生活支援通所型サービス事業所において生活支援通所型サービスを受けている間は、当該生活支援通所型サービス事業所以外の生活支援通所型サービス事業所が生活支援通所型サービスを行った場合に、生活支援通所型サービス費は、算定しない。</p> <p><b>B 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算</b> 下記の例により算定された単位数/月</p> <p>注 生活支援通所型サービス事業所の生活支援通所型サービス従業者が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、生活支援通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p><b>C 生活機能向上グループ活動加算</b> 100単位/月</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして<u>市長に届け出</u>て生活機能向上グループ活動サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、「F 栄養改善加算」又は「G 口腔機能向上加算」のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p>
---	--

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他生活支援通所型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した個別サービス計画を作成していること。

ロ 個別サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

**D 若年性認知症利用者受入加算** 240単位/月

注 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているものとして **市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った**生活支援通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して生活支援通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

**E 栄養アセスメント加算** 50単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして **市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った**生活支援通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他生活支援通所型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した個別サービス計画を作成していること。

ロ 個別サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

**D 若年性認知症利用者受入加算** 240単位/月

注 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているものとして 市長に届け出た生活支援通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して生活支援通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

**E 栄養アセスメント加算** 50単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして 市長に届け出た生活支援通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1

名以上配置していること。

ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（Fの注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ニ 定員超過利用、人員欠如に該当しないこと。

**F 栄養改善加算** 200単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして**市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い**、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

名以上配置していること。

ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（Fの注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ニ 定員超過利用、人員欠如に該当しないこと。

**F 栄養改善加算** 200単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして**市長に届け出て**、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 定員超過利用，人員欠如に該当しないこと。

#### G 口腔機能向上加算

(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位／月

(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位／月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして**市長に対し，老健局長が定める様式による届出を行い**，かつ，口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して，当該利用者の口腔機能の向上を目的として，個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって，利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，1月につき上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし，上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，上記に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し，言語聴覚士，歯科衛生士，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者が共同して，利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに，利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価

ホ 定員超過利用，人員欠如に該当しないこと。

#### G 口腔機能向上加算

(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位／月

(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位／月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして**市長に届け出て**，口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して，当該利用者の口腔機能の向上を目的として，個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって，利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，1月につき上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし，上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，上記に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し，言語聴覚士，歯科衛生士，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者が共同して，利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに，利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

すること。

ホ 定員超過利用，人員欠如に該当しないこと。

(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ (1)イからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し，口腔機能向上サービスの実施に当たって，当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

**H サービス提供体制強化加算**

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

- 一 要支援1又はこれに相当する者 88単位／月
- 二 要支援2又はこれに相当する者 176単位／月

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

- 一 要支援1又はこれに相当する者 72単位／月
- 二 要支援2又はこれに相当する者 144単位／月

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

- 一 要支援1又はこれに相当する者 24単位／月
- 二 要支援2又はこれに相当する者 48単位／月

注 次に掲げるいずれかの基準に適合しているものとして**市長に対し，老健局長が定める様式による届出を行った**生活支援通所型サービス事業所が利用者に対し生活支援通所型サービスを行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，利用者の区分に応じて1月につき上記に掲げる所定単位数を加算する。ただし，上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，上記に掲げるその他の加算は算定しない。

ホ 定員超過利用，人員欠如に該当しないこと。

(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ (1)イからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し，口腔機能向上サービスの実施に当たって，当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

**H サービス提供体制強化加算**

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

- 一 要支援1又はこれに相当する者 88単位／月
- 二 要支援2又はこれに相当する者 176単位／月

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

- 一 要支援1又はこれに相当する者 72単位／月
- 二 要支援2又はこれに相当する者 144単位／月

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

- 一 要支援1又はこれに相当する者 24単位／月
- 二 要支援2又はこれに相当する者 48単位／月

注 次に掲げるいずれかの基準に適合しているものとして**市長に届け出た**生活支援通所型サービス事業所が利用者に対し生活支援通所型サービスを行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，利用者の区分に応じて1月につき上記に掲げる所定単位数を加算する。ただし，上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，上記に掲げるその他の加算は算定しない。

<p>(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）  イ 次のいずれかに適合すること。  （イ）生活支援通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。  （ロ）生活支援通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。  ロ 定員超過利用、人員欠如に該当しないこと。</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次に掲げる基準に適合すること。  イ 生活支援通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。  ロ (1)ロに該当するものであること。</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）  イ 次のいずれかに適合すること。  （イ）生活支援通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。  （ロ）生活支援通所型サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。  ロ (1)ロに該当するものであること。</p> <p><b>I 生活機能向上連携加算</b></p> <p>(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位／月  (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位／月</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして<b>市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った</b>生活支援通所型サービス事業所に</p>	<p>(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）  イ 次のいずれかに適合すること。  （イ）生活支援通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。  （ロ）生活支援通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。  ロ 定員超過利用、人員欠如に該当しないこと。</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次に掲げる基準に適合すること。  イ 生活支援通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。  ロ (1)ロに該当するものであること。</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）  イ 次のいずれかに適合すること。  （イ）生活支援通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。  （ロ）生活支援通所型サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。  ロ (1)ロに該当するものであること。</p> <p><b>I 生活機能向上連携加算</b></p> <p>(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位／月  (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位／月</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして<b>市長に届け出た</b>生活支援通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の</p>
---	---

において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、**個別機能訓練計画**を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性憎悪等により当該**個別機能訓練計画**を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）

次のいずれにも適合すること。

イ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この注において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び**個別機能訓練計画**の作成を行っていること。

ロ **個別機能訓練計画**に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

ハ イの評価に基づき、**個別機能訓練計画**の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と**個別機能訓練計画**の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

(2) 生活機能向上訓練加算（Ⅱ）

次のいずれにも適合すること。

イ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハ

身体の状態等の評価を行い、かつ、**運動器機能向上計画**を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性憎悪等により当該**運動器機能向上計画**を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）

次のいずれにも適合すること。

イ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この注において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び**運動器機能向上計画**の作成を行っていること。

ロ **運動器機能向上計画**に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

ハ イの評価に基づき、**運動器機能向上計画**の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と**運動器機能向上計画**の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

(2) 生活機能向上訓練加算（Ⅱ）

次のいずれにも適合すること。

イ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハ



ビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該生活支援通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

ロ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

ハ イの評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

#### J 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位/回

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位/回

注 次に掲げる基準に適合する生活支援通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、上記に掲げる区分に応じ、1回につき上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）  
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について

ビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該生活支援通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。

ロ 運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

ハ イの評価に基づき、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と運動器機能向上計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

#### J 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位/回

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位/回

注 次に掲げる基準に適合する生活支援通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、上記に掲げる区分に応じ、1回につき上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）  
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について

確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の健康状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

ハ 定員超過利用、人員欠如に該当しないこと。

二 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

(イ) 「E 栄養アセスメント加算」を算定している又は当該利用者が「F 栄養改善加算」の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

(ロ) 当該利用者が「G 口腔機能向上加算」の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) (1)イ及びハに掲げる基準に適合すること。

(ロ) 算定日が属する月が、「E 栄養アセスメント加算」を算定している又は当該利用者が「F 栄養改善加算」の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

(ハ) 算定日が属する月が、当該利用者が「G 口腔機能向上加算」の算

確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の健康状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

ハ 定員超過利用、人員欠如に該当しないこと。

二 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

(イ) 「E 栄養アセスメント加算」を算定している又は当該利用者が「F 栄養改善加算」の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

(ロ) 当該利用者が「G 口腔機能向上加算」の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) (1)イ及びハに掲げる基準に適合すること。

(ロ) 算定日が属する月が、「E 栄養アセスメント加算」を算定している又は当該利用者が「F 栄養改善加算」の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

(ハ) 算定日が属する月が、当該利用者が「G 口腔機能向上加算」の算

定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。

ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) (1)ロ及びハに掲げる基準に適合すること。

(ロ) 算定日が属する月が、「E 栄養アセスメント加算」を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。

(ハ) 算定日が属する月が、当該利用者が「G 口腔機能向上加算」の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

#### K 科学的介護推進体制加算 40単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして**市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った**生活支援通所型サービス事業所が、利用者に対し生活支援通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて個別サービス計画を見直すなど、生活支援通所型サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他生活支援通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

#### L 介護職員処遇改善加算

**注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届**

定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。

ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) (1)ロ及びハに掲げる基準に適合すること。

(ロ) 算定日が属する月が、「E 栄養アセスメント加算」を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。

(ハ) 算定日が属する月が、当該利用者が「G 口腔機能向上加算」の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

#### K 科学的介護推進体制加算 40単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして**市長に届け出た**生活支援通所型サービス事業所が、利用者に対し生活支援通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて個別サービス計画を見直すなど、生活支援通所型サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他生活支援通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

#### L 介護職員処遇改善加算

(1) **介護職員処遇改善加算（I） A から K（B 以外） までにより算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数**

出を行った生活支援通所型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) AからK(B以外)までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) AからK(B以外)までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) AからK(B以外)までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) AからK(B以外)までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った生活支援通所型サービス事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、生活支援通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) AからK(B以外)までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) AからK(B以外)までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) AからK(B以外)までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) AからK(B以外)までにより算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) AからK(B以外)までにより算定した単位数の1,000分の23に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生活支援通所型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、上記の単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記のいずれかの加算を算定している場合においては、上記のその他の加算は算定しない。

- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) AからK (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の74に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) AからK (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の65に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) AからK (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の63に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) AからK (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の56に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) AからK (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の69に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) AからK (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の54に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) AからK (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の45に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) AからL (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の53に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) AからK (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の43に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) AからK (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の44に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) AからK (B以外) までにより算定した  
単位数の1000分の33に相当する単位数

(削除)

**M 介護職員等特定処遇改善加算**

(1)介護職員等特定処遇改善加算 (I) AからK (B以外) までにより算定

<p>(削除)</p> <p><b>M</b> 事業所等連携加算 100単位/月</p> <p>注 生活支援通所型サービス事業所が、訪問介護型サービス事業所、生活支援訪問型サービス事業所、介護予防サービス事業所、その他インフォーマルサービスを提供する者等と連携し、利用者の自立支援に資する情報の共有を行っている場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p><b>N</b> 軽度化加算 300単位</p> <p>注 利用者に対して、3月以上の生活支援通所型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援2から要支援1に変更となった場合は、新しい認定区分の開始月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対</p>	<p>した単位数の1,000分の12に相当する単位数</p> <p>(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) AからK(B以外)までにより算定した単位数の1,000分の10に相当する単位数</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生活支援通所型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p><b>N</b> 介護職員等ベースアップ等支援加算 AからK(B以外)までにより算定した単位数の1,000分の11に相当する単位数</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生活支援通所型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援通所型サービスを行った場合は、上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p><b>O</b> 事業所等連携加算 100単位/月</p> <p>注 生活支援通所型サービス事業所が、訪問介護型サービス事業所、生活支援訪問型サービス事業所、介護予防サービス事業所、その他インフォーマルサービスを提供する者等と連携し、利用者の自立支援に資する情報の共有を行っている場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p><b>P</b> 軽度化加算 300単位</p> <p>注 利用者に対して、3月以上の生活支援通所型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援2から要支援1に変更となった場合は、新しい認定区分の開始月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対</p>
--	--

象としない。

**○ 自立化加算** 500単位

注 利用者に対して、3月以上の生活支援通所型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援1又は2から非該当に変更となり、かつ、一般介護予防事業の利用等を確認した場合は、要支援非該当となった月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。

別表第10（第22条第5号関係）（略）

象としない。

**Q 自立化加算** 500単位

注 利用者に対して、3月以上の生活支援通所型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援1又は2から非該当に変更となり、かつ、一般介護予防事業の利用等を確認した場合は、要支援非該当となった月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。

別表第10（第22条第5号関係）（略）

**附 則**

（実施期日）

- 1 この改正は、令和6年6月1日から実施する。